

後見センターレポート

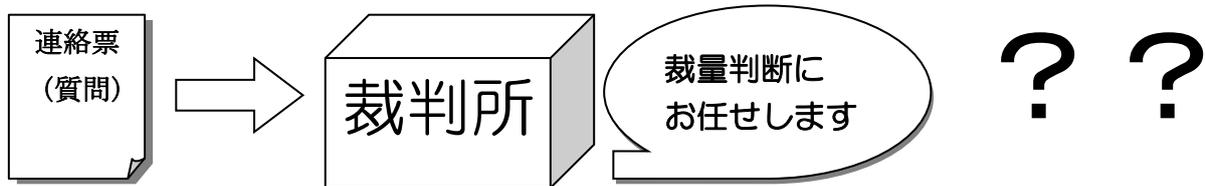
vol.16 (平成30年1月)



▶ 今回は、親族後見人からの質問にお答えします。

私は、2年前から母の後見人を務めています。先日、後見センターに、「母が足を骨折し、今後は車椅子が必要となったため、母の預金から15万円の電動車椅子を購入しようと思いますが、差し支えありませんか。」と記載した連絡票をファックスしたところ、書記官から、「後見人の裁量判断にお任せします。」という連絡がありました。

後見人の「裁量」とは何でしょうか。後見センターから「後見人の裁量判断に任せる」と言われたら、後見センターが購入を許可したのだと理解していいのでしょうか。



◎ 後見センターからのお願い

まずはお願ひですが、後見事務に関して裁判所に質問する場合には、今回のように連絡票を用いて、後見人としてどのようなことをしようとしているのか（方針）を必ず記載するようにしてください。後見事務を行うのは後見人であり、裁判所はそれを「監督」する機関ですから、後見人の方で後見事務についての方針を立てていただく必要があります。裁判所は、その方針に問題がないかどうかを確認（監督）することになります。

◎ 後見人の「裁量」とは？

ところで、後見人は、本人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について代理権を有しています（民法859条1項）。後見人が行う財産管理において、本人の利益となり得る方法が1つだけとは限りませんが、そのうちどの方法を選ぶかは、基本的には後見人が責任をもって判断すべきこととなります。その意味で、後見人には、本人の財産管理においてどのような方法を選ぶかについての「裁量」があるということが出来ます。

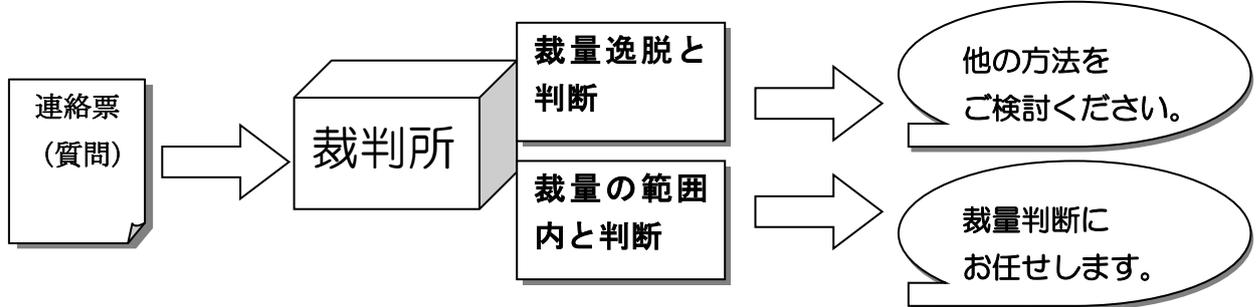
しかし、後見人の「裁量」の範囲は無限定ではありません。後見人は、本人の意思、心身の状態、生活の状況（民法858条）等を踏まえて、本人の利益となるように適正に財産を管理すべき立場にありますから、後見人の「裁量」の範囲にも一定の限界があります。後見人が本人の利益になる（「裁量」の範囲内にある）と判断して行動したところ、後になってその行動が本人の利益にならない（後見人の「裁量」の範囲を超えている）と判断されるようなことがあると、後見人を解任されたり、後見人としての責任を追及されたりすることもあります。

◎ 具体例から「後見人の裁量」の範囲を見ると…

そのような後見人の「裁量」の範囲は、一律に定まるものではなく、事案ごとの具体的な事情によって異なるものです。そのため、後見人には判断しにくいところがあると思いますので、以下もう少し具体的に説明します。

例えば、「後見人が、本人の通院に使用するためとの理由で、本人の財産を使って数百万円のスポーツカータイプの外車を購入しようとした場合」や、「後見人が、節税対策を目的として、本人の孫（後見人の子）に本人の財産から多額の贈与をしようとした場合」などは、後見人の示した方針が後見人の「裁量」を逸脱していると判断されることが多いと思います。後見人からこのような方針を示された裁判所は、後見監督機関としての職責に基づき、後見人に他の方法を検討するよう「指示」するなどし、後見人がこれに応じない場合は、後見人から財産管理権を剥奪したり、後見人を解任したりすることがあります。

一方、今回の質問のような場合（いくらで、どのような車椅子を購入するか）や、「自宅介護が難しくなってきたので、本人の財産から入所一時金を支払い、本人を施設に入所させる場合」などは、後見人の示した方針が後見人の「裁量」の範囲内にあると判断されることが多いと思います。後見人からこのような方針を示された裁判所は、その方針を具体的に「許可」したり、もっと本人の利益となる方法がないか探すよう「指示」したりすることはなく、「後見人の裁量判断にお任せします。」と回答するのが通常です。



◎ 「後見人の裁量判断にお任せします」とは？

「後見人の裁量判断にお任せします」とは、「後見人の示した方針は、後見人の『裁量』の範囲内にあると考えていますので、後見人がその方針を相当と判断して進める限り、裁判所としては後見人の判断を尊重します。」という意味だと理解してください。

裁判所としては、後見人の示した方針が後見人の「裁量」の範囲内にあると考えた以上、さらに踏み込んで「許可」することはなく、あくまで後見人の「裁量」に基づく判断で進めていただくこととなります。

◎ おわりに

質問に対するお答えは以上のとおりですが、この後見センターレポートをお読みいただいても、後見人がしようとしていること（方針）が後見人の「裁量」の範囲内にあるかどうかは判断しにくいところがあると思います。また、後見人の「裁量」の範囲内の事柄であっても、後見人としては判断に迷うこともあると思います。

後見人がしようとしていること（方針）が後見人の「裁量」の範囲内にあるかどうか判断できずに裁判所に相談するときは、冒頭をお願いしたとおり、後見人がしようとしていること（方針）を連絡票に具体的に記載するようにしてください。また、後見人としてどのようなことができるのかが分からなかったり、どの方針を選ぶべきか迷ったりしたときは、お近くの成年後見制度推進機関（社会福祉協議会等）に相談したり、専門職（弁護士、司法書士等）に相談したりしてください。

※ お近くの成年後見制度推進機関は、次のアドレス（東京都のサイト）から確認できます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/torikumi.html>